

[Book Review]

若林敬子編，杉山太郎監訳
『ドキュメント 中国の人口管理』
(亜紀書房，1992年)

松戸庸子

中国（＝中華人民共和国）の人口は、1992年末には推計で11億7,000万人を越えた。日本のおよそ10倍、EC統一市場加盟12カ国の総人口の約3.3倍の規模である。人口問題としては、開発途上国型の人口増加と都市化を抱え、また先進国型の高齢化もすでにその議論の射程に入っている。社会経済発展のために人口抑制を至上命令とし、人口管理の中核が産児制限に置かれる方針は70年代の末に固まったが、今後も当分の間は継続されると推測される。一方、人口高齢化は「一人っ子政策」の実施により人為的に加速され、来世紀初頭から深刻化し始めるわけだが、厳密な産児制限政策は当面停止できず、人口政策上の大きなディレンマとなっている。また、今日多くの開発途上国が共有する、スラムに象徴される産業化なき都市の病的肥大という現象を、社会主義中国は“戸口制度”を基礎に住民移動を厳格に管理することで従来回避してきたが、80年代に始まる市場経済原理の導入と“戸口”管理の緩和の影響で、“盲流”と呼ばれる流民化問題を抱え始めている。

地球の総人口の20%強を占める中国の人口問題は今や中国一国の問題ではなく、その展開は世界の経済、政治、環境や資源問題にも多大の影響を与える。例えば我が国でも80年代後半より、中国からの不法な入国者や労働者の急激な

増加を目の当りにし、また日本に降り注ぐ酸性雨の原因物質の一部は、今なお石炭依存率が高い中国の一般生活や産業活動に起因することは中国の高官も公の席で認めている。さらに慢性的な電力不足の解消のために上海市の南西100余キロの地点に建設されていた中国初の原子力発電所は、1992年1月には試運転が始まっている。グローバリゼーションと形容される今日、日本にとっても、中国の人口問題を対岸の火事などと傍観することは許されない段階に達している。

世界の人口学者を唖目させた中国の「一人っ子政策」の実施は、マクロなレベルでは確かに大きな成果を生み出していると評価できる。たとえば朱慶芳論文（「1990年我国社会発展水平又回昇到世界第70位」、『社会学研究』、総第41期、1992年）によれば、1990年の時点で世界120か国をランキングした際に、「1人当たりGNP」では96位にすぎない中国が、「人口資質」（指標は、12歳～17歳の人口に占める中学・高校生の比率、20～24歳の人口に占める大学生の比率、人口の自然増加率、平均寿命、乳児死亡率）の面では第56位となっているからである。

本書『ドキュメント 中国の人口管理』はこうした成果を生んだ人口政策の実態をつかむ手掛かりを与えてくれる。その性格は、直載簡明

には、中国人口管理の關係法令集であるといえよう。なぜなら、編者ははしがきで、「本書では、人口社会学的視点からの中国人口問題・人口政策について、より実態に即した理解の手助けとなるべく、裾野をかなり広げた基本文献、重要生資料の収集・編集を行った」と述べてはいるが、社会主義国と開発途上国という2面を持つ中国の人口管理政策の実態に、主には各種の法律、条例・規則を通じて迫ろうとしているからである。本書は、中国人口問題専門家の第1人者である若林氏の本領である並外れた資料収集能力の賜物である。

本書は、6つの章から構成されている。

IからIIIにおいては、人口抑制をベースにした人口の規模と質の管理の実態を、中共中央や中央政府→地方政府→行政末端というレベルに沿って紹介している。

IVでは「戸口制度と流動人口の増大」という標題の下に、人口移動の管理について、国の戸口登記規則から出入国管理法や帰国華僑の權益保護法などに至るまで広い視野で法令が収集されている。

「人口高齢化と社会保障」という標題の下でVで紹介されるのは、人口抑制すなわち産児制限政策の実施により直接に不利益を被るカテゴリーとしての、老人、婦人や女兒に対する各種の保護規定である。換言すれば、産児制限政策の徹底に貢献し得る環境整備という機能を担う諸規定といえよう。

VIは、編者自身がこの十数年来諸多の文献で紹介してきた中国の主要な人口統計に、1990年センサス結果を加えたものであり、いわば最新の中国人口主要統計資料集である。

ことに、計画出産のための各種条例を紹介した第II章の最後では28もの条例の内容の推移が

わかるような比較表にまとめてあるが、利用者にとっては便利である。また、第III章の終末尾に添付された各種の証明書、調査表や記録表などは、行政系統の末端で遂行される人口管理行政の実態を把握するうえで極めて貴重な第1次資料であり、編者の余人を以て代えがたい優れた資料収集能力に再度敬意を表したい。ただ全般を通じて、特別の理由もなく出所の明記されていない図表が一部あり、利用者に不便を感じさせるのは残念で不適切である。

さて、合計特殊出生率が置換水準を大きく下回り（1991年で1.53）出生児数の低下に悩む日本と、片や産児抑制を当面は人口政策上の至上命令とせざるを得ない中国。だがこの両国は高齢化の点で人口問題を共有するのである。65歳以上の老年人口比率は、日本では1992年秋に13%に達した一方、90年センサス結果によれば、中国のそれは全国値ではまだ5.58%にすぎないが、人口1,300万人を擁する工業都市上海市ではすでに9%を越えており、当分の間、一人っ子政策を継続せざるを得ない中国では、人口高齢化問題は政策や研究上の重要課題として浮上して来ている。

我が国の場合、国民皆保険制度の整備と医療技術の進歩のおかげで急性期の救命医療体制は普及したものの、長期的ケア体制は未整備であり、人口の高齢化に伴い、特に老人介護は90年代の国民的課題とまでいわれるようになった。しかし、70年代後半に登場して、80年代を通底する福祉政策パラダイムとなった日本型福祉社会論の柱の1つは同居型扶養であり、家庭介護という伝統的な扶養類型の踏襲であった。こうした流れに対する批判の論点の1つは介護労働の評価であり、日本でも、嫁——夫の親の主要介護者の1人であることが慣行化しているが、

法的な扶養義務は負わず、相続権もない——の介護寄与評価の動きが始まっている。この点、本書でも紹介されている中華人民共和国相続法は、扶養寄与のあった嫁や婿の第1順位相続権者への転換条件を明記(第12条)したり、被相続者の扶養に対する非相続権者の寄与に対して遺産分与権を認める(第14条)など、家庭介護のための環境整備という点からは先進的な条項を備えているといえよう。

また本書の379頁で紹介されている親子間の扶養契約書たる江蘇省大豊県老人扶養協議書は大変に興味深い。老人とその扶養責任を負う子との間で扶養責任の中身を決めて、地方の行政府などを保証主体として立てる契約書であるが、こうした協議書が作成されること自体、かえって老人に対する伝統的な家族扶養慣行や道徳の動揺と瓦解の傍証ではなかろうかという仮説を抱かせるもので、中国の社会構造や法意識に関心を抱く研究者にはまことに興味深い資料である。

ところで本書を参照する際に特に留意したいのは、掲載された諸法令の効力の問題である。つまり本書に掲載された各種の法、条例、細則などの実際の適用および法の権威と、管理される側の国民一般の法意識にかかわる問題である。

1つエピソードを挙げておこう。評者は1992年秋に上海で上海市の人口学会の幹部の1人と会う機会があり、その折に本書から得られた知見を踏まえて、「1,500万人に上るヤミッ子が存在すると聞かすが、彼らは“戸口”もなく就学や結婚など、社会生活上大きなハンディになるのではないか?」という質問をした。それに対する彼の回答は「いや、特に農村では、“戸口”はなくても十分に暮らしていける」と、いたって

楽観的なものであった。評者は拍子抜けしてそれ以上追及することばが出なかった。本書に掲載された諸法令が交付され、諸政策が実施されているのが、実は、人口の1%強を占める80年代生まれの人口が“戸口”を持たないでも生涯を終えることを許容するようなタイプの社会である点を本書の利用者は銘記しておく必要があるだろう。

それに、たとえば第2子出産に課される罰金額の5千~1万元(91年北京市のケース;本書215ページ)というのは、労働者の平均年収の2~4倍に相当する水準であって、規定の実効力はきわめて低く見積もらざるを得ない。

こうした問題について編者は“上有政策,下有对策”という俗語をもとに、「計画外出産」、「ヤミッ子」や「超過出産ゲリラ世帯」の統計や関係法令に触れるのみなので、こうした政策が実施されている社会で、特に人口管理政策の対象の側がそれをどう受け止めているか?“対策”で防御する動機は何か? いかなる影響を生み出しているのか? というマイクロレベルでの、法令の有効性やその機能の理解に資する、有意義でかつ入手しやすい資料を若干紹介しておこう。

- ①莫邦富著『独生子女—爆発する中国人口最新レポート』(河出書房新社, 1992年)
- ②戴晴著, 林郁編訳『「性」を語り始めた中国の女たち』(徳間書店, 1989年)
- ③秋山洋子編訳『中国女性一家・仕事・性』(東方書店, 1991年)。

これらの中で紹介される売買婚の存続, 女兒の間引きや遺棄, 女兒を生んだり不妊処置をとった嫁への殺害も含む虐待の実態は、本書で紹介された諸法令の中で、その解釈や必要性自体に、我々が頭をひねらざるを得ないような条項

がなぜ必要なのか? また、一面で基本的人権やプライバシーに対する配慮を欠く政策の下で個人がいかにかに傷つき、政策に不満を抱いているかなど、「人口管理」という本書のテーマに対して、本書とは反対に、管理対象たる国民の行為レベルの角度から接近するという意味で極めて社会的で、本書の視点を補完することのできる資料なのである。

最後に評者の疑問を1つ述べておきたい。それは人口再生産の計画という問題である。本書の中にもたとえば(中国人口計画・管理の基本は)、「物質的生産と人口再生産の2つの計画の同時達成」「人口の増加を経済社会発展計画に適應させる」(である)(本書229ページ)という言明がある。たとえば後者は中華人民共和国憲法第25条の文言である。評者もかつて中国の「一人っ子政策」を解説した際に、深慮もなく同様の表現を使った経験がある(拙稿「転換期を迎えた中国の社会保障制度」、『海外社会保障情報』, 1987年, No81, 69ページ)ので、反省を交えて人口再生産の計画という点について疑問を提示しておきたい。

中国では1978年の12月に路線が変更されて後、大胆に市場原理を導入し始めたことで社会主義計画経済は基本的な転形を経験しつつある。そして中国が今日、世界的な不況の中で例外的に高度成長を続けられるのはそうした転形のおかげであることは周知の事実である。モノの生産における国家的管理計画の限界性への認識が軌道を修正させたわけであるが、そうした転換の有用性が既知の事実となった現代も、中国の人口学者や政策担当者は、ヒトの再生産計画の達成を楽観するのであるか?

「一人っ子政策」開始後10年を経た段階で、出生届けがなされず戸籍ももたない年少人口を

1%強も生み出している。さらにその人口の大部分は社会の最下層で、栄養、健康状態は劣悪、教育も受けられず、いわば資質の劣る人口の再生産を構造化しているのである。こうした現象を生起させた原因は、人口の量を制御し、人口資質の向上をもくろんだ計画出産政策そのものであり、それはある意味では政策の破綻ではあるまいか。

また、人口量の制御に関して本書では10ページの図6で人口目標指標(出生率や、年度目標総人口数)の関連図が紹介してあるが、それらの目標指標の算出に際していかなる変数が考慮されているのか? そうした計算はモノの生産計画と同レベルの計画がそもそも可能であるのか? また社会主義中国はモノの生産計画の限界性と弊害を認識してそれへの無邪気な信奉を放棄したわけだが、モノの生産領域で増殖しつつある市場原理は、ヒトの再生産計画に理論上また思想上影響しないのであろうか? 本書がこうした疑問に耐える種類の資料を欠落するのは残念である。書名を『……法令集』とはせず『ドキュメント……』という言葉を冠するからには、こうした社会科学的な疑問に答える材料にまで目配りしてほしかった。

いささか望蜀の嘆を書き連ねてしまった。とにかく、これだけ広範な法令集の上梓は、人口学のみならず、中国研究一般にも多大の貢献をすることは否めない。編者もはしがきで明言されるように、本書の企画・編集のねらいは中国人口理解のための基本資料集であり、上で述べた課題や注文はそのまま評者を含む読者一般に投げかけられたテーマでもあることは付言を要すまい。

(まつど・ようこ 朝日大学助教授)